

令和2年度

とっとり弥生の王国調査整備活用委員会

調査研究部会（青谷上寺地遺跡担当・第6回）

日 時 令和2年11月16日（月）

午後0時20分～午後3時

場 所 青谷上寺地遺跡第19次発掘調査区

鳥取市青谷町総合支所1階第2・3会議室

1 議 事

(1) 副座長の選出

(2) 第18次発掘調査の成果について

資料1

(3) 令和2年度の発掘調査（第19次発掘調査）について

資料2

2 報 告

(1) 史跡妻木晩田遺跡第36次発掘調査について

資料3

(2) 令和2年度における国史跡青谷上寺地遺跡の整備と活用事業について

資料4

1 出席者名簿

とっとり弥生の王国調査整備活用委員会 調査研究部会（青谷上寺地遺跡担当）

専門	氏名	所属および職名	
考古学	木下 尚子（きのした なおこ）	熊本大学 名誉教授	座長
	野島 永（のじま ひさし）	広島大学大学院 教授	
	長友 朋子（ながとも ともこ）	立命館大学文学部 教授	
古環境	辻 誠一郎（つじ せいいちろう）	東京大学 名誉教授	
保存科学	降幡順子（ふりはた じゅんこ）	京都国立博物館 保存科学室長	

事務局

鳥取県地域づくり推進部文化財局

とっとり弥生の王国推進課

課 長 戸井 歩（とい あゆみ）

係 長 高尾 浩司（たかお こうじ）

青谷上寺地遺跡整備室

室 長 北浦 弘人（きたうら ひろと）

文化財主事兼係長 大野 哲二（おおの てつじ）

岡野 雅則（おかの まさのり）

文化財主事 門脇 隆志（かどわき たかし）

鳥取県立むきばんだ史跡公園

係 長 瀨本 利幸（はまもと としゆき）

河合 章行（かわい のりゆき）

関係機関

鳥取市教育委員会事務局文化財課

係長兼文化財専門員 加川 崇（かがわ たかし）

鳥取市青谷町総合支所

主 任 松原 雅彦（まつばら まさひこ）

2 日 程

- (1) 現地指導 (12:20～13:10)
 - (2) 議 事 (13:30～14:40)
 - (3) 報 告 (14:40～14:55)
 - (4) そ の 他 (14:55～15:00)
- 閉 会 (15:00)

とっとり弥生の王国調査整備活用委員会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、とっとり弥生の王国調査整備活用委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものである。

(検討する事項)

第2条 委員会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第1で定める事項を専門的に検討するものとし、その具体的な内容は次に掲げる事項とする。

妻木晩田遺跡・青谷上寺地遺跡の学術的な発掘調査の方法・計画及び整備活用の方法・計画に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、20人以内で組織する。

2 委員会に整備活用部会と調査研究部会を置く。

3 調査研究部会には妻木晩田遺跡担当と青谷上寺地遺跡担当を設ける。

4 委員は、部会又は担当ごとに、学識経験などを有する者のうちから、知事が任命する。

5 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員の再任は妨げない。

7 事務局は、むきばんだ史跡公園及びとっとり弥生の王国推進課青谷上寺地遺跡整備室に置き、事務を分担する。

(委員長・副委員長及び座長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長2名、整備活用部会及び調査研究部会の担当ごとに座長を置く。

2 委員長及び副委員長は、部会及び担当の座長のうちから互選により定める。

3 委員長は、会務を総括し、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

4 座長は、部会又は担当の委員の互選により定める。

5 座長は、部会又は担当の会務を総括し、その職務を補佐又は代行する副座長を指名することができる。

(会議)

第5条 委員会・部会の開催は、委員長（委員長が決まる前にあっては知事）が招集し、委員長または座長が議長となる。

2 委員長は必要と認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年5月9日から施行し、要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年6月30日から施行する。

鳥取県附属機関条例（抜粋）

平成 25 年 10 月 11 日

鳥取県条例第 53 号

改正 平成 31 年 4 月 1 日条例第 10 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関(以下「附属機関」という。) に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 別表第 1 の右欄に掲げる事項を調査審議させるため、知事の附属機関として、同表の左欄に掲げる機関を設置する。

（組織）

第 3 条 附属機関は、執行機関が定める人数の委員をもって組織する。

（委員）

第 4 条 委員は、その調査審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、執行機関が任命する。

2 委員の任期は、執行機関が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会議）

第 5 条 附属機関は、議事に関係のある委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決するものとする。

3 附属機関は、必要があると認めるときは、議事に関係を有する者に対して出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

（部会等）

第 6 条 附属機関は、その定めるところにより、部会又は分科会（以下「部会等」という。）を置くことができる。

2 部会等に属すべき委員は、附属機関が指名する。

3 前条の規定は、部会等の会議について準用する。

（雑則）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、附属機関が定める。

別表第 1（第 2 条関係）

（平 26 条例 12・平 26 条例 34・平 27 条例 12・平 28 条例 17・平成 31 条例 10 一部改正）

名称	調査審議する事項
とっとり弥生の王国調査整備活用委員会	青谷上寺地遺跡及び妻木晩田遺跡の調査研究及び整備活用に関する事項